

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
株式会社 小倉工務店	茨城県結城市若宮1-14	

2. 指名停止措置期間 令和元年6月13日 ~ 令和元年8月12日 (2箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)小倉工務店は、筑西土木事務所発注の交差点改良工事(結城市粕礼地内)において、平成31年3月16日、安全管理の措置が不適切であったことにより、通行人が頸髄損傷、頭蓋骨骨折等の重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第6号ウに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故等が重大であると認められるとき。 ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	2箇月以上3箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)